

特定事業主行動計画実施状況（令和5年度）

1. 採用関係

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

事務局職員は、宮城県及び県内の市町村から地方自治法第252条の17第1項に基づき派遣された職員又は宮城県国民健康保険団体連合会から研修派遣で派遣された職員（以下これらを単に「職員」という。）のみであり、採用はない。会計年度任用職員は、下表のとおりである。

	採用数	
	うち男性	うち女性
令和3年度	0人	7人
令和4年度	0人	7人
令和5年度	0人	8人

2. 仕事と家庭の両立関係

（1）平均した継続勤務年数の男女の差異

職員の派遣期間は、2年ないし3年であり、男女の区別により派遣期間を定めていないことから、差異はない。また、会計年度任用職員は1年以内の任用であり、男女の区別により任用期間を定めていないことから、差異はない。

（2）男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

育児休業の取得対象となる職員に対して、管理職員が取得を促すなど、円滑に取得できる環境整備に努めた結果、前年度までは男女とも取得率0%であったものが、女性職員は対象者がいなかったが、男性職員は1人（対象者数5人）の取得となった。

（3）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに平均取得日数

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率が付与日数に対して100%となるよう取得を促し円滑に取得できる環境整備に努め、令和5年度は対象者が2名で出産休暇取得率100%、育児参加のための休暇取得率50%の状況となっている。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
配偶者出産休暇 (最大2日)	対象者数	1人	2人	2人
	取得者数	0人	1人	2人
	平均取得日数	0日	2日	2日
	付与日数に対する 平均取得率	0%	50%	100%
育児参加のための休暇 (最大5日)	対象者数	1人	2人	2人
	取得者数	1人	2人	2人
	平均取得日数	1日	5日	2.5日
	付与日数に対する 平均取得率	20%	100%	50%

(4) 両立支援制度の男女別利用実績

出産及び育児、介護等を抱える職員が休業や休暇を申し出た場合、管理職は業務分担の見直しを行って負担軽減を図り、職場全体でサポートする環境の整備に努めており、一定の周知・活用が図られている状況である。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		男	女	男	女	男	女
妊婦健診	取得者数	—	0人	—	0人	—	0人
育児時間	取得者数	—	0人	—	0人	—	0人
育児短時間勤務	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
乳幼児健診・予防接種に伴う休暇	取得者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
子の看護休暇	取得者数	0人	0人	2人	1人	4人	0人
短期介護休暇	取得者数	2人	2人	2人	1人	1人	0人
介護休暇	取得者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護時間	取得者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
看護休暇	取得者数	0人	0人	0人	0人	2人	0人
早出遅出勤務	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

3. 長時間勤務関係

(1) 職員一人当たりの各月の超過勤務時間

職員間の業務量の平準化や年間を通じた業務量の平準化、業務改善による効率的な事務執行、事務処理体制の柔軟な見直し等により、適正な人員配置に努めている。

一人当たり年間超過勤務時間を45時間以下とする目標に対して、令和3年度は平均106時間、令和4年度は平均141時間、令和5年度は平均88時間となっている。

また、定時退庁日を設けるなど月45時間以上の超過勤務をする職員数は、令和3年度は延べ10人、令和4年度は延べ13人、令和5年度は延べ1人となっている。

○令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
一人当たりの平均超過勤務時間数	10:00	13:06	13:59	5:43	3:34	5:33	9:54	7:46	8:15	7:34	7:44	12:46	105:59
最大	57:30	57:15	50:00	31:30	20:45	34:40	52:10	55:15	39:30	76:00	39:00	61:45	383:30
最小	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
月45時間超の職員数	1人	1人	2人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	1人	0人	2人	—

○令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
一人当たりの平均超過勤務時間数	17:40	15:22	19:08	11:56	8:10	12:18	12:26	8:45	10:26	9:09	7:14	8:27	141:04
最大	59:00	78:00	74:00	73:30	52:15	45:00	40:45	32:00	38:30	35:30	33:30	36:00	444:30
最小	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
月45時間超の職員数	4人	1人	3人	2人	2人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—

○令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
一人当たりの平均 超過勤務時間数	13:19	10:39	10:15	4:49	3:19	4:21	4:12	5:43	10:15	7:18	5:28	8:39	88:19
最大	59:30	38:00	34:00	27:15	21:00	24:30	24:45	27:15	44:00	24:45	29:15	26:30	292:00
最小	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
月45時間超の 職員数	1人	0人	—										

(2) 年次有給休暇の取得率

全職員の年次有給休暇の取得日数を10日以上、かつ、一人当たりの平均取得日数を15日以上とする目標を達成するため、全職員が年間業務スケジュールを共有するなど、計画的な休暇取得のための環境づくりに努めるとともに、管理職が率先垂範することにより、休暇を取得しやすい雰囲気醸成を図っている。

また、ゴールデンウィーク期間やお盆期間等における連続休暇の取得勧奨、週休日の振替や代休日の指定等により適切な休暇取得の促進に努めた。一人当たりの平均取得日数は、令和5年度は17.5日であった。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一人当たりの平均取得日数	15.6日	14.3日	17.5日
最大取得日数	52.2日	25.9日	28.8日
最小取得日数	6.6日	3.2日	4.4日

4. 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

(1) 各役職段階に占める女性職員の割合

各役職段階に占める女性職員の割合は次のとおりである。なお、管理職は事務局長及び事務局長次長、一般職は主査及び主事を指す。職員はすべて市町村等からの派遣であり、各派遣元での職歴等により役職を決定するため、女性職員の登用に関する人事裁量は限定されており、令和5年度における女性職員の割合は前年度と同じ33%となっている。

役職	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
管理職	2人 [100%]	0人 [0%]	2人	2人 [100%]	0人 [0%]	2人	2人 [100%]	0人 [0%]	2人
課長職	3人 [100%]	0人 [0%]	3人	3人 [100%]	0人 [0%]	3人	2人 [67%]	1人 [33%]	3人
班長職	3人 [50%]	3人 [50%]	6人	4人 [67%]	2人 [33%]	6人	3人 [50%]	3人 [50%]	6人
一般職員	12人 [63%]	7人 [37%]	19人	11人 [58%]	8人 [42%]	19人	13人 [68%]	6人 [32%]	19人
合計	20人 [67%]	10人 [33%]	30人	20人 [67%]	10人 [33%]	30人	20人 [67%]	10人 [33%]	30人